

食の安全を求める 私たちの取り組みと願い

2006年5月16日
岡山県消費者団体連絡協議会
前場早苗

ポジティブリスト制度導入に向けた これまでの働きかけ

- ・ 1995年の食品衛生法改正時からスタート
- ・ 約10年間の取り組みにより、ようやく制度が導入されることに

その時の問題意識の一例

- ・ 輸入農産物の急激な増加により、残留農薬規制の対応が追いつかない
- ・ 農薬使用の規制(農薬取締法)と残留農薬規制の規制(食品衛生法)との連携が不十分

1995年の食品衛生法改正時の 要望事項(要旨)

※全国消団連で提出した、
8項目の要望事項の内の一つ(1995年2月)

- 残留農薬を取り締まる根拠を法に明文化し、併せて農薬の残留する食品について原則流通禁止し、国が設定した残留農薬基準に適合したもののみ流通を認めるようにすること→ポジティブリスト制度導入を要望

衆参両院厚生委員会の付帯決議

(1995年4, 5月)

- ・ 残留農薬基準の早期整備を行うとともに、国内で新たに使用される農薬については、農薬取締法に基づく登録に併せて速やかに残留農薬基準を策定すること。また、将来的に環境が整えば、現在、食品添加物の規制で導入されているポジティブリスト制の導入を検討すること。(参議院)
- ・ 残留農薬基準の早期整備を行うとともに、国内で新たに使用される農薬については、農薬取締法に基づく登録に併せて速やかに残留農薬基準を策定すること。また、環境が整えば、現在、食品添加物の規制で導入されているポジティブリスト制の導入を農薬についても導入を検討すること。(衆議院)

※両院とも同一内容

食品衛生法改正を求める 国会請願署名項目(2000年)

「農薬・動物用医薬品の残留基準の設定を計画的にすすめ、残留基準の決められていない食品の流通・販売ができないようにすること」

2001年12月:衆参両院で請願採択

2001年12月:衆参両院で請願採択
→約1372万筆集約

ポジティブリスト制度導入は
消費者・組合員の願い

岡山県消団連の要請行動



ポジティブリスト制の前進面（一例）

- これまで規制の網にかからなかった部分を全てカバーする
- 輸入される食品に残留する可能性のある農薬等を迅速にリスク評価し、基準値策定が可能
- 対象は加工食品を含む全ての食品

生産者と共に一わたりしたちの願



まとめ

- ポジティブリスト制度は消費者・組合員からの要求で成立した制度
- これまでの規制から大きく前進
- 生産から消費までのとぎれのない対応の重要性
- リスクコミュニケーション
⇒意見交換会への積極的参加
- 各県行政での取組みと相方向の意見交換の必要性